

NEWS

吉村敏男
後援会
ニュース

吉村敏男後援会事務所

〒820-0082 飯塚市若菜52-1 Tel.0948(23)1210
<http://homepage3.nifty.com/toshio-y/>

VOL.12



ごあいさつ

今年は残暑がほとんどなくて、いきなり秋本番に突入しましたが、コスモスやすすきのたなびく野原はすでに晩秋の気配です。

さて九月定例県議会は、22日間の日程を終え、10月11日に閉会しました。

今議会では、私が空港対策特別委で主張していた、「空港の運用時間の拡大（現在はAM7:00～PM10:00）」について、知事が県政クラブの代表質問に対して、旅客機の小型化などを理由に真検に検討する必要性を認めるなど、現空港の機能強化という点からすると、大きな前進が見られました。しかし、検討委がステップ2による報告で、30年後の旅客利用予想が、最大で、約3200万人をしていることは、昨年を境に人口減少時代に突入したことや現空港の利用客が、ピークであった2000年の年間1957万人から、100万人も減少していること考えると、この需要予測はもっと徹底して検証しなければなりません。

また、国の三位一体改革は極めて不充分で、地方財政の悪化に拍車をかけるだけの結果となりました。今後は、地方の仕事量に見合う財源の措置を国に求めるに同時に、一方で地方は行政施策の取扱選択を今まで以上に強化する取り組みが必要です。

そのためには、チェック機関としての県議会の役割は増え重要となります。

今後も初心を忘れず決意を新たに頑張ります。

2006年 晩秋
福岡県議会議員 吉村敏男

風を通そう!
しあわらと吉村敏男
旧嘉穂郡山田市選挙区
県議会議員

TOPICS

県議会議員の選挙区については、平成16年12月議会における「市町村の合併にともなう福岡県議会議員の選挙区の特例に関する条例」により、合併特例法による現行選挙区での選挙が決定していました。その折、「平成17年10月実施の国勢調査の結果によっては再検討」との付帯決議がなされていましたが、極端に変動がないことから、来年4月8日の県議選は、全県下、現行選挙区で実施されることが、確認されました。

2006年九月 一般質問

県議会ではパソコン用ホームページ(H.18年6月からは携帯電話もOK)で会議録の検索や閲覧、議会中継などの情報提供を積極的に進めています。委員会及び本会議での詳しい発言や質問の内容は、後援会事務所にお問い合わせいただけます。下記の県議会ホームページを御覧下さい。

県議会ホームページ

<http://www.gikai.pref.fukuoka.jp/>

○詳しくは議会事務局調査課へ 電話.092-643-3822

Q 質問:吉村県議

A 答弁:麻生知事

硫酸ピッチを含む産業廃棄物の撤去問題について

要旨—嘉麻市岩崎地区で強酸性の有害物質である硫酸ピッチを含む産業廃棄物約1200m³が、敷地内の簡易保管施設に放置され、それが7月の長雨で周辺の水路にしみ出し、現場下流にある浄水場では一時取水を停止する事態となりました。8月4日付で知事と県議長に対して、地元から「代執行による撤去」の陳情が出されています。代執行に対する知事の考え方と不正防止策について質問しました。

Q1 県は平成17年1月11日付措置変更命令以降3回の催告書を事業者宛に発出しているが、今だ放置されている。直方市の硫酸ピッチの放置事件では代執行が行われた。早期撤去と代執行の可能性について知事の判断は。

A1 撤去については事業者責任が原則。事業者に撤去及び適正処理を強く求める。周辺の水質調査を行っており、生活環境保全上の支障が生じないよう、適切に対処する。

Q2 仮置場の壁面に亀裂があり、雨が降れば、一緒に液状の廃棄物が漏れ出す状態。防護措置はどうするのか。

A2 現在一部滲み出しが見られ、事業者に防止策を講じるよう求めている。県としてもオイルマットを敷くなどにより、周辺の汚染防止に努めている。

Q3 軽油密造業者の「やり得」「逃げ得」を許さないために、どのような対策と取り組みが行われているのか。

A3 不正軽油の製造事業者に対しては、脱税額を確保するため、資産を徹底的に調査し、差し押さえのための家宅捜査もやっている。今後とも厳正に対応して参る。



Q4 原油価格が高騰する中で、不正軽油の需要は拡大傾向にある。監視体制及びそれを支える県への情報提供等はどのようにになっているか。

A4 現在、県警等関係団体による対策会議を設置し、情報交換や啓発活動に取り組んでいる。監視体制は、ホットラインを設け、それが摘発につながっている。路上検査を県単独でも行い発見に努めている。

Q5 平成16年6月の法改正で、不正軽油等譲受罪が新設された。これは、密造者だけでなく、密造と知つて購入した者等にも適用される。同法による摘発状況は。

A5 法律施行以降本県での摘発事例はないが、全国的には7件ある。県警とも連携して積極的に活用したい。

本県で導入が検討されている「県産業廃棄物処理履行保証制度」について

要旨—国は平成9年に法律を改正し、産業廃棄物の不法投棄等により生活環境保全上の支障が生じた場合に備え基金を設置し産廃等の除去に要する費用の支援等を制度化しています。この制度は、産廃業者が倒産した時など廃棄物が未処理のまま放置された場合などに、処理業者等が積み立てた保証金を財源に他の業者に原状回復させるものです。そこで履行保証制度の検討内容及び改正保険業法による影響、取りまとめの時期などについて質問しました。

Q1 現在、新制度では履行保証制度をはじめ3案が検討中と聞く、産廃の不法投棄等に対応可能という点で「基金方式」か「供託金方式」を中心に検討すべきと考えるが知事の見解は。

A1 制度検討の趣旨は産廃の適正処理を一定程度担保する仕組を構築できないかというもの。この趣旨をふまえど的方式が最も有効であるか検討したい。

Q2 平成18年4月に改正保険業法が施行され、新規の保険制度の立ち上げが相当困難になっている。それでも、不法投棄等には適用できない履行保証制度を基本に検討するか。

A2 保険制度を活用した履行保証制度は規制が強化され、実現は相当困難な状況になったと考えている。

Q3 検討委員会の検討は平成18年2月22日で終了しているが、検討結果の取りまとめは、年内、年度内いつ頃になるか。

A3 今後関係団体とも協議を進め本年度中に取りまとめる。



本会議全景 (06.9.29)

森林環境税について

要旨一本県は来年4月の森林環境税の導入を目指し、検討委員会を設置し検討を進めています。9月20日に中間報告が出されました。6月議会に引き続き今議会でも森林環境税に対する知事の所見、検討委員会における検討内容などについて質問しました。

Q1 森林環境税の納税者約200万人、事業者約10万社に対する意見募集期間が、わずか16日間では短かすぎる。両政令市などもあり、もっと幅広く充分に意見を聞くべきでは。

A1 県意見書提出制度要綱に定める標準期間に準じて16日間とした。PC等、様々な媒体を通じて広報している。今後ともあらゆる機会を促して周知を図る。
(PC…パブリックコメント)

Q2 現在、人工林の荒廃が約2万9千haあってそれを年間13億円、10年間で約130億円の森林環境税を使って再生したとしても、10年後にはその間に発生する約2万4千haの荒廃森林が残る。こうした事実をもっと県民にていねいに説明する必要があるのではないか。

A2 荒廃森林の現状や将来について県民の理解を頂くことが最も基本的で大切なこと。10年が過ぎても引き続き荒廃森林対策を進める。今後ともあらゆる機会をとらえて一層の理解を得るよう努めてまいる。

Q3 現在、森林環境税を導入している16県のうち、10県が本県と同じ税額を採用している。その積み上げが結果的に年間13億円になるが、これでは「先に税額ありき」と勘ぐられる。課税の根拠となる事業費の考え方。

A3 森林環境税は荒廃森林を早急に再生し公益的機能を回復し維持するための経費。そのため当面約130億円を見込んでいる。(答弁になっていない)



Q4 森林環境税導入の最大のポイントは、基本的には個人の財産である森林を県税を投入して再生することになるが、それを県民全体の財産としてどのように担保するかにある。それをどのように県民に理解し納得させるのか。

A4 私有財産である荒廃森林が税金によって整備されるので、一定期間森林の公益的機能が維持されることが不可欠。このため伐採禁止期間を設けるなど所有者の権利を制限する仕組みを作ることが必要。

Q5 10月10日のPC終了を受け、10月中の最終報告が予定されているが、実施の時期についてはどのような見通しを持っているか。

A5 今後はPCの意見をふまえ早い時期に最終報告を提出いただき導入時期について適切かつ速やかに判断して参りたい。

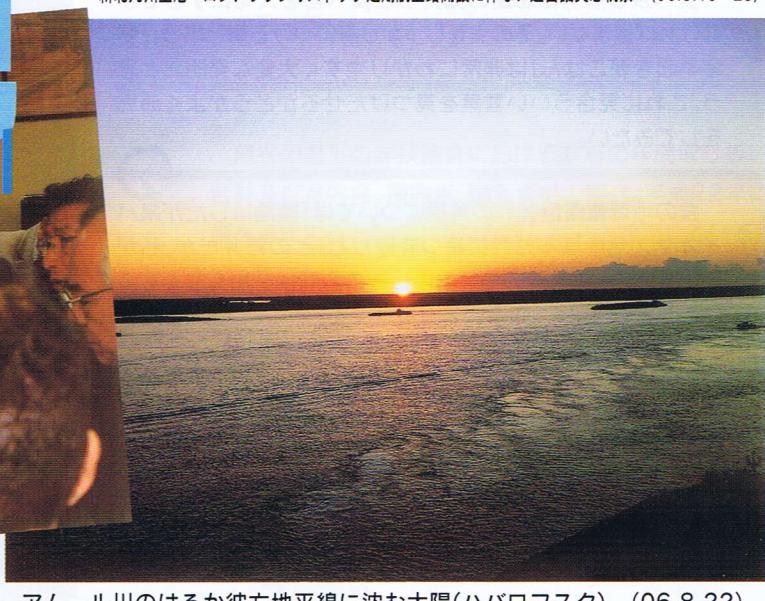
北朝鮮批難決議採択

先月、北朝鮮が強行した地下核実験は、朝鮮半島と東アジアの平和と安定にとって、大きな脅威となるものであり、断じて許すことはできません。世界で唯一の被爆国であるわが国は、核廃絶を世界に訴え続けてゆく、大きな使命と役割を持っています。そのため、県議会最終日に本会議において、北朝鮮批難決議を全会一致で採択しました。

新北九州空港～ロシアウラジオストック定期航空路開設に伴ない連合議員懇親会（06.8.19～23）



ウラジオストック航空副社長と会談 (06.8.21)



アムール川のはるか彼方地平線に沈む太陽(ハバロフスク) (06.8.22)

2006年6月議会 一般質問

Q 質問:吉村県議
A 答弁:麻生知事

食育推進基本指針について

要旨—昨年7月食育基本法が施行されました。それに基づき国は都道府県や市町村に対し、食育基本計画の策定を求め、本県では今年3月に「ふくおかの食と農推進基本指針」を策定しました。この指針は国に先行して実施している環境直接支払制度である「県民と育む農の恵み事業」などに取り組む本県の農業再生への基本である「食と農」という視点でまとめられています。そこで以下いくつかの点で質問しました。

Q1 指針に基づく本年度の事業数と予算規模及び新規事業数は何本か。食育に対する知事の所見と指針策定の意義について。

A1 本年度は新規6事業を含む45事業、予算額は1億7千万円余。食育は偏った食事を改善し、バランスのとれた食事を規則しくすることが基本。指針はその具体的な方向性を示すもの。

Q2 県民運動への展開が「朝ごはんを食べよう」と「ボランティアの連携」などでは余りにも淋しい。文科省の「早寝早起き朝ごはん」のようにもっとインパクトのある目標を示して県民運動を展開すべきでは。

A2 指針では毎日朝ごはんをとることの重要性を掲げている。国の運動とも連携し、食育が、あらゆる場面で県民運動として展開されるよう効果的な取り組みを進める。



Q3

基本指針は「必要に応じて適宜見直しを行なう」とされている。やはり「食べ残しを減らそう」という項目を加えるべき。この重要なテーマが何故抜け落ちたのか。また家庭や地域で取り組む、食の地域循環型社会の実現という視点も必要ではないか。学校における食の循環に関する取り組みはどのようにになっているか。

A3

(部長) 食べ残しについては家庭における教育が基本。指針では「感謝の心」の育成を主要施策としてかかげている。その推進が食べ残しの減少につながると考えている。食の地域循環型社会の実現については指針は触れていない。これについては、県バイオマス活用基本方針により取り組んで参る。

(教育長) 食べ残し問題は、物を大切にする心を育成することにつながり重要。現在県下約1/3の市町村で給食の残葉を堆肥として使用し、食材に対する感謝の心を育くんている。

Q4

昨年6月農水省が市町村に求めた「地産地消推進計画」の策定は現在7ヶ所のみとなっている。他県と比較して大幅に遅れているが今後の進めかたは。

A4

食育推進計画と同様に策定を促進している。今後、各市町村に於て、地域の実情に応じた地産地消計画が策定されるよう、情報提供などの取り組みを進めて参る。

Q5

地産地消に係わる学校給食での地元農林水産物の利用は、地域や農業、環境などの関心を高めることになる。もっと利用率を引き上げるべきではないか。

A5

給食への地元産農産物の利用率は、意欲的な目標を掲げており、その確実な達成に向け取り組みを進める。

(教育長) 地元産農産物の利用は地域産業への理解を深める教育的効果もあり、導入を推進している。今後も安定供給などの観点から、関係団体に働きかけ、目標値の確実な達成に向け取り組む。

Q6

現在の県下の学校給食における食材の年間取り扱い額の合計及び県内産、国内産、輸入食材の割合。平成22年に目標値を達成するとどのような数字になると想定しているか。

A6

(教育長) 平成17年度で食材の年間取扱いの合計額は約167億円程度。産地別の割合は、重量ベースで県内産約55%、県産約29%、外国産約11%。平成22年に目標値が達成されると県内産約65%、他県産約23%、外国産約9%となる見込み。

林業問題について

要旨一平成13年7月に「森林・林業基本法」が改正施行され、本県では平成15年度から24年度までの10年間を計画期間とする「福岡県森林・林業基本計画」が策定されました。しかし現状は、木材価格の低迷、就業者の減少や高齢化など、たくさんの問題があります。こうした問題解決の一助として、期待されているのが森林環境税の導入や森林組合の再編による体力強化です。その2点について質問しました。

Q1 本県では森林環境税の導入について平成18年4月17日検討委員会が設置され、検討が進められている。森林環境税に対する知事の認識は。

A1 本県では人工林が多く価格の低迷により手入れが行き届かず、森林の荒廃が進んでいる。県民の財産である森林の荒廃を防ぎ再生するため新たな施策の導入が必要。このため検討委員会に検討をお願いしている。

Q2 検討委員会の検討内容と今後のすすめ方、及び見通しはどうのようなものとなるか。

A2 まず、森林・林業の状況や森林荒廃の現状と将来について検討いただいた。今後は森林の荒廃を防ぎ再生する為の新たな施策について検討いただく。委員会の検討結果については報告書を提出していただく。

Q3 平成15年に森林組合自身が策定した福岡県森林組合計画プランに基づき今年末までに県内の森林組合を、6組合に再編する取り組みが進められているが現状はどのようにになっているか。

A3 本年4月に4組合が合併し、現在26組合となっている。しかし組合間の財務状況の格差や地域性などから再編が進まない状況がある。今後も合併気運の醸成に努め、再編を全力をあげて支援して参る。

再質問

Q1 食べ残しを減らそうという視点の必要性について「指針の着実な実施が結果的に食べ残しの減少につながる」などと持ってまわって言わずに「早寝早起き朝ごはん」と同じようにインパクトのあるスローガンを掲げてはどうかと質問した。再度知事の考えを聞きたい。

A1 食べ残し解消は感謝の気持ちと食べ物を大切にする心があれば進まない。その点をしっかりと身につける事と思う。「早寝早起き朝ごはん」は非常にわかりやすく大変な発明だと思う。これに見合ういい言葉を見つけだせるかどうかよく研究をしてみたい。

Q2 食の地域循環型社会の実現については「議論はしたが県バイオマス活用基本方針に基づき取り組む」との答弁だが、私が聞いているのは7つの指針の中にその方向性を加えなくてよいのかと言うこと。知事の答弁を求める。

A2 食べ残しを肥料などに使う循環型社会について「食育基本指針に書くべき」という事については私はそうは考えていない。食べ残しあげをどう利用するかは食育から離れ別の大きな視点である循環型社会という施策の中で考えていくべき。

青村敏男 PHOTO GRAFFITI

商工生活労働委員会
トヨタエンジン工場視察(刈田町)



(06.9.11)



九工大先端金型センター視察(飯塚市) (06.9.12)



(06.8.9)

アイランドシティ香椎パークポート視察



筑豊ハイツにて (06.7.9)

吉村県議・これまでの本会議における質問のすべて

1999年6月議会 一般質問

- 1.ダイオキシン対策について
 - 産業廃棄物焼却施設に対する指導
 - 市町村等のゴミ焼却施設に対する指導
 - マニフェストによる廃棄物管理状況と有効活用
 - 産業廃棄物の不法処理
- 2.県の行政改革について

1999年9月議会 一般質問

- 1.廃棄物の不法投棄に対する住民監視体制の整備について
- 2.財政改革の進ちょく状況について
- 3.介護保険実施に対する準備状況について
 - 在宅サービスの見込み量と県の取り組み
 - 市町村社会福祉協議会の在宅福祉サービス
 - ケアプランの評価・判定システム
 - 事業者のサービス内容点検と苦情処理

1999年12月議会 一般質問

- 1.県立養護学校に関する諸問題について
 - 高等部未設置校への高等部設置と全員入学
 - 施設設備と訪問教育
 - 学級編成基準の改善と講師の配置比率
- 2.容器包装リサイクル法について
- 3.介護保険におけるケアプランの妥当性等の確保と県の指導について
- 4.ストーカー行為禁止条例の早期制定について

2000年3月議会 一般質問

- 1.河川の水質保全対策について
 - 生活排水対策重点地域の指定
 - 合併浄化槽整備
 - 森林づくりボランティア団体の育成と助成金制度
 - 小河川、排水路における水質浄化
- 2.本県の財政見通しについて
 - 長期的財政運営
 - 行政評価システム
- 3.林業の活性化対策について
 - 林業の所得向上策
 - 得用林産物と林家の複合経営

2000年3月議会 予算特別委員会

- 1.平成14年度以降の財政見通しについて
- 2.行政評価システムについて
- 3.マニフェスト制度について
- 4.廃棄物の不法投棄監視体制について
- 5.特定地域生活排水処理事業について
- 6.県立高等学校の再偏奩計画について
- 7.養護学校の改善状況について
- 8.学校評議員会について
- 9.介護保険の実施について

2000年9月議会 一般質問

- 1.県立高等学校再偏奩計画について
 - 地元等の意見調整
 - 新しいタイプの学校配置の地域バランス
 - 中高一貫校設置に置ける山田市の取り組みに対する評価

2000年12月議会 代表質問

- 1.県行政運営の基本姿勢について
- 2.行政改革および行政評価システムについて
- 3.法期限後の産炭地振興対策の実効性の確保について
- 4.ふくおかガバメントハイウェイ構想における産炭地基盤整備について
- 5.中小製造業の振興について
- 6.介護保険制度の問題点とその充実の方向について
- 7.県紛争予防条例および廃棄物処理法の厳格適用について
- 8.県におけるデボジット制度推進について
- 9.警察の情報公開について
- 10.県立高等学校再偏奩について

2001年6月議会 一般質問

- 1.飯塚車いすテニス大会支援と筑豊緑地屋内プールの設計について
- 2.筑豊緑地野球場の活用と車いすテニス大会の総合学習活用について
- 3.家電リサイクル法施行に伴う不法投棄対策について
 - 廃家電の収集・運搬料金と指定引き取り場所
 - マニフェストのチェック
 - ごみの監視体制
- 4.各家庭における食品廃棄物減量化および放置自転車対策について

2001年9月議会 一般質問

- 1.ダイオキシン対策について
 - 排出ガス自主測定結果未報告者に対する指導
 - 排出基準強化に対する対応
 - 小型焼却炉に対する規制強化
 - 2.筑穂町内住の産廃処分場における悪臭および河川汚濁問題と産廃処分場の監視強化について
 - 3.書類教諭の専任化すべての学校への設置および学校司書の配置促進について
 - 4.私学学校における学校週5日制実施状況について
- 2001年10月 決算特別委員会**
- 1.障害者福祉工場の整備促進について
 - 2.障害者小規模授産施設制度の創設とその問題点について
 - 3.障害者共同作業所の補助金増額について
 - 4.筑穂町内住の産廃処分場問題について
 - 5.筑豊ハイツの譲渡問題について
 - 6.雇用のミスマッチ対策について
 - 7.学校週5日制実施における問題点と準備状況について

2001年12月議会 一般質問

- 1.介護保険について
 - 通院介助等におけるヘルパー車などを使う場合に対する考え方
 - 外出支援事業の実施状況
 - 介護タクシーの運行状況
 - 保険料の減免等
- 2.筑穂町内住の産廃処分場問題の原因究明について

2002年3月議会 一般質問

- 1.農地の違法開発について
 - 今後の対応と災害防止
 - 農振法による地元同意
 - 県による行政代執行の要件
- 2.学校週5日制推進体制の整備について
 - 地域や家庭との連携
 - 学校評議制の役割と放課後児童クラブの活用
 - 総合的学習の時間
 - 県立高校における土曜日の補習授業等

2002年6月議会 一般質問

- 1.河川浄化と生活排水対策について
 - 下水道予定処理区域外における合併処理浄化槽の設置推進
 - 単独処理浄化槽からの転換
 - 下水道予定処理区域における家庭用雑排水対策
 - 「汚水処理構想」の策定と数値目標
- 2.筑穂町内住の産廃処分場問題について
 - 改善命令の履行
 - 安定5品目以外の完全撤廃と硫化水素発生
 - 学童保育所の開設促進と内容改善について
 - 補助金増額と最低基準設定
 - 時間延長と指導員の研修確保
 - 全県実態調査の実施

2002年9月議会 一般質問

- 1.県立病院改革について
 - 第2次県立病院改革の総括と責任
 - 地元住民の意見反映と県立病院が果たしている役割
 - 県立病院の運営および経営
 - 職員の身分および人件費の抑制
 - 今後の県立病院経営

2002年12月議会 一般質問

- 1.県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例について
 - 「県の対応は業者寄り」という県民の不満
 - 条例の活用と県の信頼回復
 - 実効性の確保
- 2.筑穂町の産廃問題について
 - ダイオキシン類調査の結果
 - 調査結果と処分場の因果関係
 - 県民の安全確保
- 3.ダイオキシン対策について
 - 小型焼却炉に対する県の指導

2003年3月議会 一般質問

- 1.筑穂町の産廃問題について
 - 事業者の承認問題
 - 証拠保金を拒否する事業者
 - 産廃処分業の許可の見通し
- 2.穂波町の産廃中間処理施設の許可更新について

旧嘉穂郡山田市選挙区



後援会からのお願い

個人情報保護法が施行され、個人情報の管理が厳しく制限されるようになり、その結果、後援会として冠婚葬祭における祝電、弔電などが把握できず、大変失礼しております。友人、知人、親族等の冠婚葬祭等がありましたら、ぜひ、御一報下さい。

吉村敏男 後援会事務所

〒820-0082
飯塚市若菜52-1
Tel.0948(23)1210
Fax.0948(25)6071
ホームページURL
<http://homepage3.nifty.com/toshiro-y/>